

第11回 品川区学事制度審議会 会議録(要旨)

日 時:平成 29 年 8 月 22 日(火) 15:00~17:00

場 所:261・262 会議室(品川区役所第二庁舎 6 階)

出席者:

委員	(出席委員) 名和田委員長、窪田副委員長、樋口副委員長、矢野委員、高林委員、三瓶委員、巻島委員、村田委員、秋廣委員、木下委員、矢田委員、佐藤委員 (欠席委員) 保科委員、小宮委員、山口委員
区側出席者	中島教育長、本城教育次長、品川庶務課長、篠田学校計画担当課長、有馬学務課長、熊谷指導課長、大関教育総合支援センター長、横山品川図書館長、山本統括指導主事、堀井統括指導主事、堀越地域振興部長、伊崎地域活動課長、若生学校計画担当主査

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議事

(1)中間答申(案)について

(事務局より説明)

委員長:

- ・ この中間答申案は、資料にある積み残しの論点に関しても、これまでの議論を踏まえた事務局案として盛り込んである。特に積み残している点については十分にご議論いただきたい。

委員:

- ・ 中学校の学校選択制についてあまり議論を深められていないと感じる。
- ・ 学校選択の理由を部活や学校の教育方針によるとして限定していくようだが、基本的には今までどおりにしながら理由だけを限定していく点がぴんとこない。

事務局:

- ・ 事務局案では、中学校で区内全域から選択できるという点はこれまでどおりとしている。ただし、学区域を整理して小・中学校間の連携を図ろうと考えているため、

中学校の選択理由を完全自由とした場合に連携関係が崩れる恐れがあり、教育的観点からは懸念があるとの議論があった。

- ・ 一方、これまでの経緯では、部活動等の特色に対するニーズが一定数あるため、必要最低限の理由については認めるものとした。

委員：

- ・ 中学校の選択理由を限定するにあたり、保護者が学校の教育方針を選択理由として答えられるか。部活や兄弟関係を選択理由とすることはよくあり、理解できる。現状、どの程度学校教育方針をもとにした選択がなされているのか知りたい。

事務局：

- ・ 学校説明会などで保護者が学校の教育方針や経営方針を聞く機会はある。品川区が実施している学校選択制度利用者へのアンケート結果(複数回答有)を見ると、中学校で最も多いのが、友人関係で5割くらいある。学校の教育方針につながるものとして、学校の教育活動に魅力があるという選択肢があるのだが、それは35%程度あった。回答数が多い選択肢は順に、友人関係、学校が近い、クラブ活動、学校の教育に特色・魅力があるとなっており、例年、友人関係が5割程度、その他の3項目は年によって順が入れ換わるが35~40%程度となっている。

委員長：

- ・ こういう理由で学区域以外の学校を選択するのだということを示すことで、保護者や児童・生徒が考え、制度をより主体的に活用できるという意義はあると思う。

委員：

- ・ 全体的には非常に分かり易い方向性だと思ったが、中学校進学時の学校選択制のところだけはぼやけていると思った。9年間の一貫教育を前面に打ち出していくのに見合った選択理由ならば可とするという考え方は気持ちとして理解できるが、だから友人関係は理由として認めないとすると、保護者は納得しないだろう。
- ・ 問題は、学校がどういう情報を提供し、学校を選択するときどういう情報で選んで欲しいと思っているかを伝えられているかどうかだと思う。
- ・ 私は選択理由を制限する必要はないと思う。学校選択の際に学校が自校のどこを評価して選択してもらいたいという情報提供を考えるのは良いが、「こういう理由だったら選択してよい」と限定することは、不満を呼び起こすだけだと思う。

委員：

- ・ 選択理由によって制限すると、指定校変更という制度と同じになるのではないか。
- ・ 風評での選択については、人間の習性なのだから仕方ない。学校の卒業生がどんな経験をし、それが今どう活きているのかは本人に聞かなければ分からない。

委員：

- ・ 学校選択という言葉の意味を整理しなければならないと思う。「学校選択をする」という記載があるが、学校選択は100%の家庭・子どもがするものである。住んでいる学区域を選ぶということは、その学区域の学校を選ぶことを意味する。校長としては保護者に対して、本校を選んだのだから責任を持って一緒に学校をつくってくださいと話している。表現として、「学校選択をする」ではなく、「他学区を選ぶ」

「希望申請をする」などと修正すべきだと思う。

- ・ 中学校の学校選択制については、新制度になったときの就学指定をどうするか。例えば学区域の整理をして A、B、C 小学校と X 中学校がグループを形成しているとして、D 小学校の学区域に住んでいる子どもが X 中学校に行きたいために C 小学校を選択した場合、今の制度ならば C 小学校卒業の段階で再度 X 中学校を選択することになるが、新制度では C 小学校を選択して卒業すると無条件で X 中学校に進学できるのか。

事務局：

- ・ 小学校で C 小学校を選択したとしても、中学校は本来の学区域の学校が就学指定されるため、学校選択制を利用して再度 X 中学校を選択しなければならない。
- ・ ただし、X 中学校に行きたいために C 小学校を選択したことが明らかな場合には、学校選択の際に優先度をつけるなどの対応が必要になるかもしれない。

委員：

- ・ 小学校をまたいで別の学校に行くことに反対の立場から、当審議会ではずっと小さなブロックということを主張してきた。ただ、そうなっていくと、隣同士というつながりとなり、小学校については今までのようなブロックではなくなる。
- ・ そこで、コミュニティ・スクールが関係してくる。一つの中学校と複数の小学校で連携していくことが重要だと思っている。「どこでも選択可」ではなく、隣接していることのメリットを付加することで、品川区が目指す姿になっていくと思う。
- ・ 中学校の学校選択の理由を限定すると確かに不満が出ると思うが、どこでも選択可能とすると今までと何も変わらない。品川区としてのコンセプトを出すことも必要だと思う。中学校の選択制については9年間の一貫教育という観点からも、議論を深めておく必要がある。

委員：

- ・ 就学指定について、住所地がどうしても重要なのか。A、B、C 小学校を卒業した子どもについてはそれらと連携する X 中学校を就学指定することはできないのか。

事務局：

- ・ 実際に義務教育学校で6年生から7年生に進級する場合、住所地による指定はしていない。よって、学区域外の住所地から C 小学校に入学し、そのまま X 中学校に進学することも不可能ではない。優先順位をつける方法もあると思う。

委員：

- ・ 基本はあくまでも中学校の学区域に合わせて「原則はこの中学校、あるいは義務教育学校」とした上で、他の中学校に行きたい場合も限定しない方が良いと思う。
- ・ 友人関係で中学進学時に学校選択制を利用している人が多いのなら、小学校ごとに中学校を指定してしまえば、友人関係を理由とした学校選択は減ると思う。

事務局：

- ・ 就学指定されている学区域の子どもを必ず受け入れなければならないため、学区域内に居住し、A、B、C 小学校に通う子どもたちだけで X 中学校はいっぱいになってしまう可能性もある。そうすると、学区域外から通うことを希望する子どもに対し

ては、学校選択制における優先順位という扱いとする以外、対応は難しい。

委員：

- ・今回、中学校ごとに小学校をグループ化するというので、中学校の選択の自由度は自ずと狭めざるを得ないと思う。
- ・ただし、3割の子どもが私立学校に進学することを含め、中学校進学時に5割以上の子どもが私立や区立学校の中から学校を選択しているという品川区の特徴を考えると、選択の余地は残しておいた方がよいと思う。

委員：

- ・学区域の子どもが学区域の中学校に優先的に入るとい原則があると思う。学校選択制の優先順位が二段階あり、第一段階は学区域にある小学校を選べば自動的に学区域の中学校に進学し何の問題もない。学区域外の小学校を選択した子どもについては何らかの意図があったのだから、学区域内の中学校に進学する際に優先順位が落ちて仕方がない。逆に、学区域外から希望する中学校への入学を目指して中学校と同学区域の小学校を選択した場合は、強い意思があるため、第二優先順位のような強めの順位を与えてもよいように思う。
- ・都心の学校については物理的にキャパシティの限界があり、希望どおりにならない可能性もあるという点について、行政が誠意を持って説明する以外ないと思う。

委員：

- ・学区域内の小学校から学区域内の中学校への進学と、学区域外から小学校を選択して来た子どもの中学校への進学とは、一緒の優先順位にするべきだと思う。その結果、学区域内小学校から学区域内中学校を希望した場合であっても、抽選で外れるケースが生じることは仕方ないと思う。

委員：

- ・一貫教育や品川区が考えているコンセプトを出していくことは非常に重要だと思う。住所地の学区域の中学校を第一優先順位とすることは仕方ないと思う。ただ、小学校から選択して学区域外から来ている子どもについても第二優先順位とし、強い縦の系列をつくってはどうか。
- ・X 中学校に対しては A、B、C 小学校が優先順位を持っており、学区域内から X 中学校を希望すれば第一優先順位で X 中学校に進学でき、学区域外から来る子どもに対して優先される、ただし学区域外から A、B、C 小学校に通っていれば、第二優先順位にはなるというつくりが良いと思う。
- ・今までやってきた小中一貫教育の、義務教育学校以外の流れも大事にしなければならぬし、コミュニティ・スクールができたことで小・中学校の連携は非常に重要になっている。特に、中学校は学区域が広いので、その中でのまとまりをつくっていくべきだと思う。それが、小回りの効くボランティア教育や、地域住民によるその地区の教育につながると思う。

委員：

- ・中学校の学校選択制の優先順位の話をしているが、自ずと小学校における優先順位も検討されている。小学校は地域の人々が当然優先的に入るため、学区域外

から入ってくることに規制がかかり、そんなにいっぱいになることはないと思う。

事務局：

- ・先ほどの例で考えると、A、B、C 小学校の学区域内の子どもが第一優先順位で X 中学校を選択でき、学区域外から A、B、C 小学校に来ていた子は第二優先順位にするというやり方はできると思う。
- ・しかし、A、B、C 小学校に通っていれば、学区域内でも学区域外でも同じ優先順位で X 中学校を選択可能とすることは実務的に難しいと思う。行政としては住民基本台帳上の居住者の受け入れに責任を持たなければならないからである。

委員：

- ・学区域内の小学校から学区域内の中学校への進学と、学区域外から小学校を選択して来た子どもの中学校への進学を同じ優先順位にすべきという考えは、1 年生で入学すれば 9 年生まで進学できる義務教育学校においては成り立っている。
- ・義務教育学校では 7 年生～9 年生になれば町会など地域にしっかりと根ざしていくため、1 年生の段階から義務教育学校を選択できるようになっていけば、子どもも保護者も 9 年間の一貫教育の環境が得られ、やりやすくなるように思う。

委員：

- ・友人関係による選択がどの程度引き続いて生じるのか考えたい。今までは小・中学校の学区域が違ったために、同じ小学校に通っていた子どもが A 中学校と B 中学校に分かれることがあり、それが嫌で中学校で学校選択していたと思うが、小・中学校の学区域を連携させることで、その点はかなり解消されると思う。
- ・私としては一貫教育の理念を大事にしたいと思っているため、中学校の学校選択については、理由をあまり自由にすべきではないと考えている。原則として、中間答申では小学校と中学校は連携するものだという考え方を提示したい。

委員：

- ・中学校進学を選択について、義務教育学校のことが記載されていないので確認したい。この答申では、義務教育学校は 1 年生で入ったらそのまま 9 年生まで行くような小・中寸胴型という話が前提なのか。そうであるなら、これは小学校入学時に義務教育学校以外を選択した場合における中学校進学を選択制の話に限定されることになるが、違うのであればその点も議論が必要となる。

事務局：

- ・単独の中学校と義務教育学校の後期課程をベースにしたグループを組む形となっているため、義務教育学校だけを特別扱いするという立場ではない。

委員長：

- ・義務教育学校を最初から選んだ子どもは、就学して 9 年間そのまま通うことになるのか。

事務局：

- ・就学指定上は 9 年間最後まで通うことが前提になる。ひとつの校種ということで、後期課程へ進級しても変わらない。

委員長：

- ・そこは第一優先順位である。ただし、7年生から編入してくる子どもに対しては他の中学校と同じ扱いという議論をしてきたので、現答申はそのようになっている。

委員：

- ・例えば、新制度によって連携した中学校に行くということになると、人間関係の不和で別の学校に行くケースも考えられる。また、校舎やグラウンドなど環境の違いによる選択も出てくるだろう。理由に部活動が残っているのもそのためだと思う。

委員長：

- ・中学校の選択事由を限定するという案が事務局から出たが、実質上は限定にならないのではないか。
- ・小中一貫をより推進していくという考え方に立つと、自然と中学校の選択も変動していく。この事務局案は再検討が必要だろうと思う。
- ・第一優先順位と第二優先順位の議論については、この中学校に行きたいと思っ
てある小学校を選んだ場合は、選択制においてより優遇される方向で事務局に検討していただきたい。
- ・小中一貫という理念で、地域との連携を推進していき、その中で中学校の選択も保護者、生徒自身が考えるということになれば、特に理由による選択を限定することはあまり意味をなさないと感じた。

委員：

- ・当初、近隣の中学校と連携をするときには、どの中学校にもいい顔をすることは難しいと感じたが、コミュニティ・スクールができて方針が決まると、仕組みや教育の中身が非常にストレートになり、やりやすくなった。
- ・地域コミュニティが上手くいくことを明確に出すことで、近くの小学校を選択し、そのまま近くの中学校を選択する保護者も出てくるようになるのではないか。地域の子どもを第一優先とはするが、学区域外からその小学校を選んだら中学校選択時は第二優先とするというのがあっても良いと思う。
- ・風評については、私立を選ぶときも風評を気にして選ぶものであり、選ぶ側からすれば自然なことだ。保護者や子どもの感性を大切にしても良いのではないか。その代わりに、学校側は可能な限りデータを揃えて説明会などを開き、風評を避ける努力をしていくべきだと思う。
- ・友だちと同じ学校を選ぶ子どももいれば、友だちとは違う学校に行きたいというケースもある。いろいろな選択肢を残しておかないと困るだろうと思う。

委員長：

- ・選択理由を限定するよりも、情報提供を充実させるというご意見が多かった。また、優先順位づけを細かくすることで一貫教育の実を挙げていくといったご意見もあった。その方向で事務局のほうで検討していただきたい。
- ・適正規模の考え方についてはいかがか。答申案の考え方で良いだろうか。

委員：

- ・小さい学校は人数の減少という問題があるが、適正規模と言うなら、大規模校のことも考えていかなければならないと思っている。

- ・校長として全校児童の名前・顔と様々なものが一致するのは300～400人である。最近では800人を超える大規模校も出現しているが、この800人という人数をどう捉えるべきか。義務教育学校は別かもしれないが、一つの校種で800人もいる学校はいかがなものかと感じている。

委員：

- ・私立の学校では2,000人規模の学校もあるが、校長は1人で変わらないので、どうしているのか気になった。

委員：

- ・あくまでも学校教育法の施行規則に書かれているのは「標準規模」であり、「適正規模」とは書かれていないということは重要である。
- ・「都市型の」という表現も、都市型なのだからもう少し大きくても良いのではという意味合いに思える。他市の例では、「市では適正規模をこのように捉えている」というように、標準規模とは別の数値を設定していた。
- ・標準規模の小学校が58%というのは、全国的な数値から見ても圧倒的に高いので、小学校は問題とするに及ばない。むしろ、中学校の小規模校の多さをどう考えるかだが、ここでどうこうできる議論ではない。

委員：

- ・区が適正として打ち出すなら、そこから外れる場合の手立てが必要ではないか。

委員長：

- ・答申案を読む限り「適正」とは、品川区として問題意識を示す概念であるように思う。国の言う「標準」を受けて、品川区として子どもたちに対して責任が持てる規模なのではないだろうか。大規模でも「適正」かもしれない。
- ・「適正」から外れた学校をどうするかという問題は、事務局への宿題としたい。

委員：

- ・義務教育学校であれば、副校長を複数配置するなどの対応がある。仮に副校長を複数配置する場合、生徒数や事務職員、養護教諭の人数等の基準があるが、必ずしも標準規模校に設定されているわけではない。その意味で、サポートする場合の基準について議論する必要がある。

委員：

- ・適正規模については、中間答申案を拝読して、とてもよくまとめられていると思ったが、義務教育学校について、もう少し具体的に書いても良かったのではないか。
- ・国の義務教育学校の考え方はいわゆる寸胴型で、1～9年の各学年2～3学級で18～27学級が適正規模となっているが、品川区の場合、前期課程・後期課程に分ければ、実は大規模校ではないという書き方のほうが良いのではないかと思う。国の考え方を前提として、品川区の規模を計ることはしないほうが良い。
- ・前回の答申では、「小規模校は小規模校の良さを生かす」という書きぶりであったので、ここは今回、一番気になるところである。

委員長：

- ・標準を適正と置き換えたわけではなく、小規模も大規模も適正と捉えられるという

概念である。何を適正と捉えるかについては、整理が必要だと思う。

委員：

- ・コミュニティ・スクールの記載で、「防災機能等を含めた地域ネットワーク推進」の部分は、いろいろな意味が入りすぎていて、何を指しているのか分かりづらい。

委員：

- ・義務教育学校の学区域外から義務教育学校の後期課程への希望選択を制限するかどうかの議論があまりなかった。個人的には、学区域外から義務教育学校の後期課程に入るという形はできるだけ避けたい方が良いと思っている。また、その逆が多いとなれば義務教育学校の前提そのものが崩れることになるため、実態を含めた確認が必要である。
- ・学校配置の地域バランスと校舎改築について。義務教育学校だけを新たに作るのか、何も無いところに学校を作るのか、既存の学校を転用するのか等、大規模改築も含めいろいろな可能性について触れておきたい。
- ・地域の抱える課題について。どこの地域にどのような問題があるか、それぞれの地域の抱える課題をもう少し書いても良いと思う。

委員長：

- ・個人的な考えでは、品川区も東京都も、2020年くらいには人口減に転ずると言われているが、本当にそうなのかという思いもある。移民政策という不確定要因があり、日本は受け入れないという議論が優勢だが、現実にはかなり入ってきている。これは非常に大きな問題である。数十年先を行っているのがドイツだが、1970年代から計画的にトルコから移民を受け入れ、地域社会もその努力をしている。
- ・日本語が通じない親御さんにコンタクトを取らざるを得なくなった場合、本日も議論いただいた小中一貫校、あるいは学校と地域の連携、地域社会と学校との教育の有り様といったことがより強く求められてくる。今、品川区が目指している方向性は、こういった政策展開にも重要な意味を持っていると感じている。
- ・本日は答申案そのものへの検討はできなかったが、次回の審議会では、本日もいただいたご意見を反映した中間答申案について検討いただくことになるかと思う。
- ・この答申文はパブリックコメントとして区民の皆さんの目に触れることとなるため、客観的に検分していただき、忌憚のないご意見をいただきたい。

4 その他
特になし。

5 連絡事項
次回(第12回)は、9月8日(金)に開催予定。

6 閉会

以上